

## 神戸市就農準備資金・経営開始資金検討会設置要領

### (目的)

第1条 神戸市就農準備資金交付要綱（以下「準備資金市要綱」という。）第15条、神戸市経営開始資金交付要綱（以下「開始資金市要綱」という。）第15条および新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）別記1第7の1（1）、第7の2（2）に基づき、就農準備資金又は経営開始資金の交付を受けようとする者から申請のあった研修計画又は青年等就農計画等の内容について関係機関等から意見を聴取するため、神戸市就農準備資金・経営開始資金検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会では、申請のあった研修計画又は青年等就農計画等の内容および申請者との面談等により以下の交付要件を満たすことを別紙チェックリスト等により確認する。

- (1) 準備資金市要綱第2条に定める交付要件又は開始資金市要綱第2条に定める交付要件
  - (2) 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有し、経営の発展性の高い者。
  - (3) 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者。
  - (4) 地域の担い手として期待されている者（経営開始資金の場合）。
  - (5) 将来にわたって営農継続が期待される者（経営開始資金の場合）。
  - (6) 研修の実行が確実に見込まれる者（就農準備資金の場合）。
  - (7) 研修終了後、市内で就農が確実に見込まれる者（就農準備資金の場合）
- 2 その他、就農準備資金・経営開始資金の交付対象者について必要な事項について検討することとする。

### (構成員)

第3条 検討会は、次に掲げる者を構成員とし、市長が委嘱する。

- (1) 神戸市農地利用最適化推進委員長および委員長代理
- (2) 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所農政振興課主事
- (3) 兵庫県神戸県民センター神戸農業改良普及センター経営課長
- (4) 兵庫六甲農業協同組合神戸北営農総合センター営農担当リーダー
- (5) 兵庫六甲農業協同組合神戸西営農総合センター営農担当リーダー

### (会議)

第4条 検討会の会議は、事務局が召集する。

- 2 会議は原則北区、西区に分けて開催し、前条に掲げる者のうち（1）、（4）

および（５）の者はそれぞれの区の会議に参加する。

３ 第３条第１項に掲げる者のうち（２）～（５）の者について、委嘱を受けた者と同機関に所属する者が会議へ代理出席することを可能とする。

（事務局）

第５条 検討会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

（その他）

第６条 市は予算の範囲内で、構成員に報酬を支払うことができる。

附則

この要領は令和元年８月１日から実施する。

この要領は令和３年４月１日から実施する。

この要領は令和４年７月１日から実施する。

この要領は令和６年８月９日から実施する。

経営開始資金交付対象者チェックリスト（新規採択者）  
 交付対象希望者名

---

該当の有無をチェック欄に○、×で記入する。

チェック項目	チェック内容	チェック欄
<b>1 【就農意欲】</b>		
明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を有し、経営の発展性の高い者	青年等就農計画等の内容および面接等により就農意欲、計画性、実効性、発展性を確認	
<b>2 【世帯所得】</b>		
前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である	青年等就農計画等 6 及び前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）により確認 ※前年の世帯全体の所得が600万を超える場合は、切実な事情があり、やむを得ないと認められる	
<b>3 【地域の担い手】</b>		
地域の担い手として期待されている	人・農地プランの中心経営体に位置づけられており、地域の農業者から担い手として期待されていること等※を聞き取り等により確認	
<b>4 【将来性】</b>		
将来にわたって営農継続が期待される	青年等就農計画、収支計画及び面接等により以下を確認 ・ 5年後の目標が生計の成り立つ所得となっている ・ 本人の技術力、経営力、資金力等を勘案し、現実的で達成可能な計画となっている	

※農地中間管理機構から農地を借り受けている場合には、3について“○”を記入し、所見欄に「農地中間管理機構から農地を借り受けている」と記入すること。

判 定	採 択 ・ 不採択
-----	-----------

※チェック項目が、原則、全て○の者を新規採択することとする。  
 ただし、全て○とならない者であっても、交付対象とすべき者と市が判断する場合は採択できることとする。

所見	
----	--

就農準備資金交付対象者チェックリスト（新規採択者）  
 交付対象希望者名

該当の有無をチェック欄に○、×で記入する。

チェック項目	チェック内容	チェック欄
<b>1 【就農意欲】</b>		
就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を有している。	研修計画の1、2、3の内容及び面接等により確認	
<b>2 【世帯所得】</b>		
前年の世帯全体の所得が600万円以下である	研修計画の5及び前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）により確認  ※前年の世帯全体の所得が600万を超える場合は、切実な事情があり、やむを得ないと認められる	
<b>3 【研修の実行性】</b>		
研修の実行が確実に見込まれる	研修計画、研修カリキュラム及び面接等により以下を確認  ・県が認めた研修機関であり、研修機関の計画書と整合性はとれている ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上である ・研修の内容が就農のために必要な内容である ・研修に対して意欲的である	
<b>4 【将来性】</b>		
研修終了後1年以内で就農が確実に見込まれる者である。	研修計画の2及び面接により計画性、実効性、就農意欲を確認  【独立・自営就農を目指す者】 面接等により認定新規就農者になること又は認定農業者になる意欲があることを確認  【親元就農を目指す者】 確約書及び面接により家族経営協定等による自らの責任や役割の明確化、就農後5年以内の経営継承または法人の共同経営となること又は独立・自営就農することを確認	

判 定	採 択 ・ 不採択
-----	-----------

※チェック項目が、原則、全て○の者を新規採択することとする。  
 ただし、全て○とならない者であっても、交付対象とすべき者と市が判断する場合は採択できることとする。

所見	
----	--